

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、設営撤去作業員として就労していたところ、就労初日、トラックから運転手が搬出する荷物を受け取ろうとした際に、運転手が倒した鋼鉄製のスロープが請求人の右手を直撃して負傷した。

請求人は、同月〇日、C病院に受診し「右手指打撲傷」と診断され、同年〇月〇日、D病院に転医し、「右手部打撲、右中指PIP関節捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由であると認め、療養の給付及びC病院に係る移送費については、これを支給する旨の処分をしたものの、D病院に係る移送費については、移送費の支給要件を満たしていないとして、これを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更に、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人のD病院への通院に係る療養補償給付(移送費)について、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第13条第2項第6号所定の「移送」として療養上相当と認められる療養の範囲について、厚生労働省労働基準局長は、「移送の取扱いについて」(昭和37年9月18日付け基発第951号。平成20年10月30日付け基発第1030001号により一部改正。以下「通達」という。)を发出しており、当審査会としてもこれを妥当なものとする。

(2) そこで、本件について、通達に基づいて検討したところ、決定書理由に説示するとおり、請求人が通院したD病院は、請求人の住居地であるE又は勤務地であるFに隣接する市町村に存在する労災指定医療機関であるとは認められず、また、請求人の住居地及び勤務地と同一市町村には、請求人の診療に適した労災指定医療機関が複数存在しており、さらに、監督署長が、請求人に対して、D病院において診療を受けるよう勧告した事実も認められない。

したがって、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、請求人のD病院への通院は、通達に示される移送の範囲に該当せず、通院費の支給対象とは認められないものと判断する。

(3) 請求人は、平成〇年〇月に被った業務災害では、自宅からの通院先の所在地が他都道府県にあって、これは「隣接する市町村」に該当しないにもかかわらず、通院費が支給されているので、D病院への通院も同様に解釈されるべきと主張するが、通達には、「他都道府県を除く」との記載はなく、文字どおり、住居地又は勤務地と隣り合わせの市町村を指すものであって、被災労働者の住居

地や勤務地の立地環境、交通事情及び被災傷病の診療に適した労災指定医療機関等の存在状況等を鑑みてのものであって、都道府県の別を問うものではないことは明らかである。

さらに請求人は、受傷当初に受診したC病院では症状が改善しないため、より適切で信頼できるG医師の治療を受けたい理由でD病院へ転医したとして、転医の合理性は十分認められるものであると主張するが、請求人の傷病名は、G医師が診断したとおり、「右手部打撲、右中指PIP関節捻挫」で、その治療内容は、レントゲン撮影と外用薬の処方であり、当該医療処置は、請求人の傷病名・症状からして適切な治療であると判断され、この種の治療は、請求人が平成〇年〇月〇日に受診したC病院はもとより、請求人が居住する同一市町村内の整形外科を開設する労災指定医療機関においても可能であり、あえて、専門的治療のためにD病院へ受診したとする理由は見当たらず、請求人は、G医師の治療を受けたいという強い個人的意向によって、同医師が勤務するD病院を受診したものと判断することが相当である。

(4) なお、請求人のそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、請求人のD病院への通院に係る療養補償給付（移送費）の請求については支給要件を満たさず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。